

令和4年度 墨田区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

墨田区全域

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物）

85,119.1トン／年

（日量 280.5トン）

(2) し尿、浄化槽汚泥等

574.8キロリットル／年

（日量 2.05キロリットル）

(3) 動物死体

654頭

（日量 2頭）

3 一般廃棄物の発生の抑制の方策に関する事項

(1) 基本方針

- ① 発生・排出者責任の徹底
- ② 参加・協働の促進
- ③ 普及・啓発の拡充
- ④ 公平性・透明性と効率性の追求
- ⑤ 環境に配慮した3R推進・清掃事業の展開

(2) 施策の方向

- ① 区民・事業者・行政の協働の推進
- ② 2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進
- ③ 資源化への取組推進
- ④ 普及啓発と環境学習の推進
- ⑤ 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

別表のとおり

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別表のとおり

6 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針」に定める。

別表

(1) ごみ

区分	種別	処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭系廃棄物 (再生利用を目的として分別及び抜出して収集するもので、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレー、乾電池、廃食油、小型家電製品、蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器類、布類、金属製調理用品、ガスボンベ・スプレー缶、ハブラシ、ボトルキャップ、自転車、羽毛布団をい。)	燃やすごみ (資源物を除く。)	50407.5トン (日量 162.6トン)	墨田区が原則として週2回収集する。 条例第2条第10号に規定する資源・ごみ集積所(以下「資源・ごみ集積所」という。) (約13,000か所)	墨田区が原則として月2回収集する。 墨田区が原則として週1回収集する。 墨田区が原則として、燃やさないごみ(月2回)から抜き出して収集する。	中間処理した後、埋立処分する。 原則として、中間処理した後、埋立処分する。 なお、再生利用が可能なごみ(蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器、ガスボンベ・スプレー缶)は、資源物として処分する。 再生利用が可能な資源物として、売却等により処分する。	燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、あらかじめ定められた資源・ごみ集積所へそれぞれの収集日時に、規則第28条に定める基準に適合した容器又は袋等に収納して排出すること。 また、条例第60条に定める保管場所等を設置している集合住宅等にあっては、当該保管場所からあらかじめ定められた資源・ごみ集積所まで持ち出すこと。 ただし、燃やさないごみのうちガスボンベ・スプレー缶を資源・ごみ集積所へ排出する際は、他の燃やさないごみとは別の袋に「ボンベ等危険」と表示をすること。 さらに、蛍光灯等水銀含有物及び陶磁器製食器類については、燃やさないごみの日に、他の燃やさないごみとは別袋で、「蛍光灯」「食器」等と表示をして排出すること。	燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、あらかじめ定められた資源・ごみ集積所へそれぞれの収集日時に、規則第28条に定める基準に適合した容器又は袋等に収納して排出すること。 また、条例第60条に定める保管場所等を設置している集合住宅等にあっては、当該保管場所からあらかじめ定められた資源・ごみ集積所まで持ち出すこと。 ただし、燃やさないごみのうちガスボンベ・スプレー缶を資源・ごみ集積所へ排出する際は、他の燃やさないごみとは別の袋に「ボンベ等危険」と表示をすること。 さらに、蛍光灯等水銀含有物及び陶磁器製食器類については、燃やさないごみの日に、他の燃やさないごみとは別袋で、「蛍光灯」「食器」等と表示をして排出すること。
	燃やさないごみ (燃やさないごみ及び焼却不適ごみをいう。)	1695.5トン (日量 5.9トン)					
	資源物 (再生利用を目的として分別及び抜出して収集するもので、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレー、乾電池、廃食油、小型家電製品、蛍光灯等水銀含有物、陶磁器製食器類、布類、金属製調理用品、ガスボンベ・スプレー缶、ハブラシ、ボトルキャップ、自転車、羽毛布団をい。)	古紙 1古紙 びん 缶 ペット ボトル 発泡スチロール製食品トレー 蛍光灯等水銀含有物 陶磁器製食器類 ガスボンベ・スプレー缶 乾電池 廃食油					
	4404.8トン (日量 14.2トン)	2187.8トン (日量 7.1トン)					
	641.8トン (日量 2.1トン)	1225.2トン (日量 4.0トン)					
	36.6トン (日量 118.0キログラム)	19.0トン (日量 66.4キログラム)					
	4.9トン (日量 17.1キログラム)	49.1トン (日量 172.3キログラム)					
	18.0トン (日量 58.1キログラム)	乾電池回収事業協力店 及び公共施設等 (約140か所)					
	14.6トン (608.3キログラム) *1回収の平均量	公共施設及び廃食油 回収事業協力拠点 (約60か所)					

		布類 81.0トン (3375.0キログラム*) *1回収の平均量	公共施設	墨田区が収集する		布類、金属製調理用品、フードドライブ（常温保存ができる食品に限る。）は、内容物が確認できる袋等に収納した上で、あらかじめ定められた場所・日時に、持参し排出すること。
		金属製調理用品 2.8トン (116.7キログラム*) *1回収の平均量				
		フードドライブ 0.9トン (37.5キログラム*) *1回収の平均量				
	小型家電製品	2.6トン (216.7キログラム*) *ひと月の平均量	区施設 15か所	墨田区が原則として週1回収集する。		再生利用が可能な資源物として、売却等により処分する。
	使用済みハブラシ	0.2トン (15.0キログラム*) *ひと月の平均量				小型家電製品（区が指定した12品目）は、区が設置した回収ボックスへ排出すること。
	ボトルキャップ	1.2トン (95.8キログラム*) *ひと月の平均量	区施設 3か所	墨田区が原則として週1回収集する。		再生利用が可能な資源物として、処分する。
	自転車	9.2トン (1533.3キログラム*) *1回収の平均量				区が設置した回収ボックスへ排出すること。
	羽毛布団	0.4トン (80.0キログラム*) *1回収の平均量	すみだ清掃事務所	墨田区が収集する		再生利用が可能な資源物として、処分する。
	粗大ごみ	2515.0トン (日量 7.0トン)				再利用が可能な資源物として、売却等により処分する。
	転居廃棄物 (粗大ごみの形状で転居する者が引越荷物運送業者に処理を委任した廃棄物)	0.0トン (日量 0.0キログラム)	戸別収集など	区民の申告に基づき墨田区が原則として順次収集する。		あらかじめ定めた日に収集するので、粗大ごみ受付センター（千代田区鍛冶町2-2-2）に申告し、条例第45条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼付して排出すること。 なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)は、除去すること。また、条例第47条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
			引越荷物運送業者が管理する倉庫	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。		原則として、粗大ごみ受付センターに申告して排出するが、やむを得ない事情により、引越荷物運送業者に引渡す場合は、処理に関して必要事項を記入した委任状を渡すこと。
事業物と併せて処理する一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	燃やすごみ (資源物を除く。)	20528.0トン (日量 66.2トン)	事業者が自らの責任で行うものであるが、墨田区が収集する場合は、資源・ごみ集積所(約13,000か所)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、墨田区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業活動から生じる事業系ごみは、廃棄物の處理及清掃に関する法律第3条、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第10条に規定するように、事業者による自己処理が原則である。 また、墨田区は家庭系廃棄物を処理する義務を負うものであり、家庭系廃棄物の処理に影響を及ぼさ

	燃やさないごみ (燃やさないごみ及び焼却不適 ごみをいう。)	736.7 トン (日量 2.6 トン)	事業者が自ら の責任で行うも ののほかは、墨 田区が原則とし て月 2 回収集す る。	ない場合に限り、事業系ごみを有料で収集する。 (注2) 墨田区が収集する場合は、燃やさないごみ及び資源物に分別し、条例第 46 条の規定によ り、有料ごみ処理券を貼付して排出しなければなら ない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当たって事業者は、条例第 51 条又は 第 60 条に定める保管場所又はあらかじめ定められ た資源・ごみ集積所まで、持ち出すなど墨田区の指 示によること。
資源物 (再生利用を目的と して分別して収集す るもので、古紙、び ん、缶及びペットボ トル、蛍光灯等水銀 含有物、陶磁器製食 器類、ガスボンベ・ スプレー缶をいう。)	古紙 びん 缶 ペットボトル 蛍光灯等水銀含有物 陶磁器製食器類 ガスボンベ・スプ レー缶	535.0 トン (日量 1.7 トン)	事業者が自ら の責任で行うも ののほかは、墨 田区が原則とし て週 1 回収集す る。 事業者が自ら の責任で処分す るもののかは、墨 田区が収集する 場合は、再生利用 が可能な資源物 として、売却等に より処分する。	事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京 二十三区清掃一部事務組合の施設を利用して処分す る場合は、燃やすごみと燃やさないごみとに分別す るなど墨田区の指示によること。 条例第 47 条第 1 項に規定する排出禁止物を排 出してもならない。 一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障 が生じない範囲の産業廃棄物については、家庭系廃 棄物及び事業系一般廃棄物と併せて墨田区が収集す る。 資源物のうち古紙については、新聞、雑誌（厚紙・ 包装紙等を含む。）、段ボール、紙パック（内側がア ルミコーティングされているものは除く。）の種類別 に分けて、ひも等で束ねて排出すること。なお、紙 パックは洗浄し、切り開いた上、乾かしてから排出 すること。 資源物のうちびん・缶については、キャップ等を 除去し、洗浄した上、びん、缶の種類別に分けて、 規則第 28 条に定める基準に適合した容器又は袋等 に収納して排出すること。 資源物のうちペットボトルについては、キャップ 及びラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上 で、規則第 28 条に定める基準に適合した容器または 袋等に収納して排出すること。 さらに、蛍光灯等水銀含有物及び陶磁器製食器類、 ガスボンベ・スプレー缶については、燃やさないご みの日に、他の燃やさないごみとは別袋で、「蛍光灯」 「食器」「ボンベ等危険」等と表示をして排出するこ と。
			事業者が自ら の責任で行うも ののほかは、墨 田区が原則とし て、燃やさない ごみ（月 2 回） から抜き出して 収集する。	

(注1) 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が 20 人以下の事業者から排出されるものをいう。

(注2) 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 11 年墨田区条例第 38 号）第 43 条第 2 項に規定する「家庭廃棄物の処理に支障がない」と認めるとき」とは、その排出量が燃やすごみ、燃やさないごみ及び各資源物においてそれぞれ 4.5 リットルの袋で 5 袋までとする。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	2.5キロットル (0.21キロットル*) *ひと月の平均量	区内全域	墨田区が原則として月1回収集する(葛飾区に委託)。	吸い上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道放流により処分する。	
事業活動に伴って生じたし尿	313.9キロットル (日量1.01キロットル)	区内全域			原則として一般廃棄物処分事業者が処分する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥	258.4キロットル (日量0.83キロットル)	区内全域	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	受けた者が運搬する。	一般廃棄物処分事業者が処分するものほかは、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集場所	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	654頭 (日量2頭)	区内全域	占有者又は管理者自らの責任で行うもののはかは、申告により墨田区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののはかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののはかは、火葬により処分する。	1 墨田区に収集を依頼する場合は、規則第31条に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう墨田区の指示によること。

(4) 区が収集しない一般廃棄物

区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ、石油類(ガソリン、灯油等)、塗料、薬品類、印刷インク、パッテリー、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。
危険性のある物		在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらい、当該医療機関、薬局等が適正に処理すること。
引火性のある物		
著しく悪臭を発する物		ペット等のふん尿については、自家処理をし、または土等を除去して便所に流すこと。
特別管理一般廃棄物に指定されている物	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるPCB(ボリ塩化ビフェニル)を使用する部品、ごみ焼却施設から出されるばいじん、医療機関等から出される感染性廃棄物等	許可業者に委託して処理する。
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じる物	タイヤ、二輪車、ピアノ、FRP船等、消火器、金庫等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。二輪車はリサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP船は、FRP船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。

特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律第 97 号) 第 2 条 4 項に規定する特定家庭 用機器	エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ 式の物。）、電気冷蔵庫、（電気冷凍庫を含む。）、電気 洗濯機（衣類乾燥機を含む。）	当該製品を購入した小売店、または買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取り を依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定取引場所へ搬入するか、または家電リサイクル受付セ ンター（千代田区鍛冶町 2-2-2）へ申し込み、リサイクル料金および収集、運搬を依頼した場合には 収集、運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に 関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づく物	パソコン（ブラウン管式又は液晶式の表示装置を含 む。）	排出する製品の製造事業者等に申込みをし、指示された方法により、リサイクル料金等を負担し、引 渡すこと。